

暮らしを支える あなたの市税

皆さんが納めている市税などは、福祉や教育、生活環境の整備など、毎日の暮らしや住みよいまちづくりを進めるための重要な財源です。市税などは納期限までに納付しましょう。

☎ 収納課(☎27-2723)

市税などの納期と納期限

令和8年度の市税などの納期・納期限は右表のとおりです。次の時期に納税通知書と納付書を送付します。

- 5月＝固定資産税・都市計画税、軽自動車税
- 6月＝市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)
- 7月＝国民健康保険税(普通徴収)

市税などを納付できる場所

【金融機関】

納付できる金融機関は右下表のとおりです。

【コンビニエンスストア】

コンビニエンスストアで納付できます。ただし、コンビニ収納用バーコードが印刷されていない場合や読み取りができない場合は、取り扱いができません。詳しくは納税通知書または納付書を確認してください。

【収納課(市役所本館2階)】

時 平日の午前8時30分～午後5時15分
※祝日は除きます

【日曜納税相談窓口(市役所本館1階)】

時 第4日曜日の午前9時～午後5時
※午前9時から午後3時までは、スペイン語・ポルトガル語の通訳がいます

【税証明総合窓口(市役所本館1階)・各支所市民サービス課】

本年度分の市税などを納付できます。
時 平日の午前8時30分～午後5時15分
※祝日は除きます

【いせさきガーデンズ行政センター・スマーク伊勢崎行政センター】

特別徴収税・法人市民税を除く本年度分の市税などが納付できます。納付書または督促状・催告書(はがきの物のみ)を持ってきてください。

※納付書の再発行はできません
時 年末年始を除く午前10時～午後7時

令和8年度 市税などの納期限・納期

納期限	税目	納期
6月1日(月)	固定資産税・都市計画税	1期
	軽自動車税	全期
6月30日(火)	市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)	1期
7月31日(金)	固定資産税・都市計画税	2期
	国民健康保険税(普通徴収)	1期
8月31日(月)	市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)	2期
	国民健康保険税(普通徴収)	2期
9月30日(水)	固定資産税・都市計画税	3期
	国民健康保険税(普通徴収)	3期
11月2日(月)	市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)	3期
	国民健康保険税(普通徴収)	4期
11月30日(月)	国民健康保険税(普通徴収)	5期
12月25日(金)	固定資産税・都市計画税	4期
	国民健康保険税(普通徴収)	6期
2月1日(月)	市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)	4期
	国民健康保険税(普通徴収)	7期
3月1日(月)	国民健康保険税(普通徴収)	8期

市税などを窓口か口座振替で納付できる金融機関

群馬銀行	桐生信用金庫
三井住友銀行 ※	中央労働金庫
足利銀行	あかぎ信用組合
東和銀行	ぐんまみらい信用組合
アイオー信用金庫	佐波伊勢崎農業協同組合
しのめ信用金庫	ゆうちょ銀行・郵便局

※窓口納付の場合は「eL-QR」(二次元コード)付きの納付書が必要です

市税などは納期限までに納付しましょう

市税などの未納が続く場合は滞納処分を行います

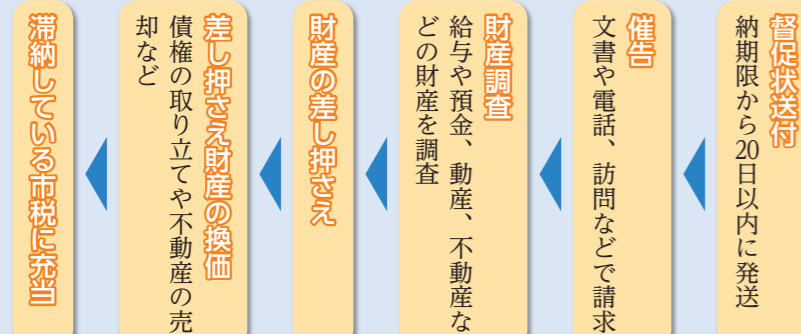
市税などは、定められた期限(納期限)までに納税者が自主的に納付するのが原則です。市税などを納期限までに納付しないと、本来納めるべき税額の他に延滞金を納めなければならぬ場合があります。延滞金は納期限の翌日から日割りで計算します。督促状を送付し、それでも未納が続く場合には、財産を差し押さえることとなります。差し押さえた財産は、換価(取り立てや売却)し、市税などに充当します。

納税に困ったときは早めに相談を

市税などを納期限までに納付できない場合は、今後の納付の計画や納付方法などについて、早めに収納課で相談してください。災害や盗難、病気・けがなどの

事情がある場合は、猶予を受けたり分割して納付したりすることがあります。一人で悩まず、なるべく早めに相談してください。

一般的な滞納処分の流れ



口座からの振替納付が便利です

市税などを納期ごとに、指定した口座から自動的に振り替えて納付することができます。一度手続きをすれば、翌年度以降も継続して納付できます。

口座振替できる市税など

市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収)

口座振替できる金融機関

4ページ右下表のとおりです。

口座振替日 納期限当日

※口座の残高不足などで口座振替日に振替ができなかった場合は、再度の振替による納付はできません。納付がない場合は、督促状を送付します

口座振替の申し込み

「口座振替ウェブ申込サービス」から申し込むか、振替をしたい口座の通帳、通帳の届出印、納税通知書を持って、金融機関で手続きをしてください。手続きに必要な書類は、市内の金融機関の窓口にあります。既に口座振替を利用して、振替口座を変更したい場合も、「口座振替ウェブ申込サービス」から申し込むか、新しく振替をしたい口座の金融機関の窓口で同様に手続きをしてください。今までの口座の廃止手続きは必要ありません。

※三井住友銀行は「口座振替ウェブ申込サービス」には対応していません

インターネットやクレジットカードを利用した支払いが便利です

窓口納付以外にも納付の方法があります。詳しくは市HPを確認してください。



スマートフォンアプリ

スマートフォンのアプリから納付書のバーコードまたは「eL-QR」(二次元コード)を読み取り、市税などを納付できます。

ページ

パソコンなどによるインターネットバンキングまたは金融機関のATMを利用して、市税などを納付できます。

クレジットカード

「地方税お支払サイト」からクレジットカードを利用して市税などを納付できます。

「eL-QR」(二次元コード)がある納付書は「地方税お支払サイト」を利用してください

インターネットバンキングなどを利用して納付できます。詳しくは「地方税お支払サイト」を確認してください。



地方税お支払サイト